

令和元年度 札幌市立八軒中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の意義

部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒が自主的、自発的に参加することで、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

部活動を通して、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子を観察を通じて生徒の状況を理解する等、その教育的意義は高い。

これらは部活動のみで図られるのではなく、教科や特別活動をはじめとする全教育課程内の活動との関連を図ることでその教育効果が発揮されると考える。

2 開設する部活動

本校で開設される部活動は、本年度のスポンサー（外部指導者を含む）を担当する教職員や生徒の希望を踏まえ、部活動成立の条件に基づいて設置する。

成立の条件（次の4つの条件を満たすこと）

- ①競技（活動）可能な部員数があること。
- ②顧問が1名以上いること。
- ③活動可能な施設設備があること。
- ④保護者の理解と協力が得られること。

今年度は以下の常設する部活動と大会時のみ特別に設置する部活動を設置する。

- 〈常設部〉①野球部 ②サッカー部 ③陸上競技部 ④女子ソフトテニス部 ⑤女子バレーボール部 ⑥男子バスケットボール部 ⑦女子バスケットボール部 ⑧卓球部 ⑨吹奏楽部
⑩合唱部 ⑪美術・工芸部
〈特別部〉⑫バドミントン部 ⑬水泳部

3 運営のための体制整備

八軒中学校朔風会体育文化振興会事務局（以下事務局）を中心にスポンサー、保護者と募集方法や活動時間、活動場所、活動基準等について協議の上、決定する。また、部活動に係わる費用についても、事務局を中心に検討し、執行する。

4 指導・運営に当たっての留意点

・安全への配慮

部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理や事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、活動における事故等の発生時の対応手順について、スポンサー会議等で把握しておく。

・バランスのとれた活動

部活動顧問は、様々な競技力や技術力をもった生徒が集まり、多様な技能レベルや多様なニーズがあることを理解した上で、参加するどの生徒にも、持続可能な活動となるように配慮した部活動運営を心掛ける。

5 部活動活動基準（札幌市立学校における部活動活動基準に基づき設定）

部活動は教育活動の一環であることから、全教職員の共通理解の下、学校として部活動の意義や目的を共有し、顧問のみに過度な負担が及ばぬよう学校全体で取り組んでいく。また、地域・保護者の協力を得るなど、部活動の意義や目的の共通理解に努める。

〈休養日の設定〉

○月に一度、「部活動休養日」を設定し、全ての部活動について休養日とする。

（月別行事予定表に明記する。）

○原則、平日1日・土日1日の週2日は休養日を設定する。但し、以下の時期は例外とする。

- ・中体連（新人戦も含む）や全道・全国大会、演奏会の1ヵ月前は、週1日の休養日を設定する。
- ・大会（練習試合や私設の大会はこれに含まない）の2週間前は、週1日の休養日を設定する。

〈活動禁止の日・時間帯〉

部活動休養日	月に1度、設定の日
朝練の活動禁止日	学校祭、合唱コンクール、入学式、卒業式及び総練習 ※始業式・終業式・修了式の日は8:00までに活動を終えること
朝練、放課後とも活動禁止日	・テスト前3日間（前期テストは2日前）、キャリア学習日 ・旅行的行事（回復日終了まで） ※前日は放課後のみ活動禁止
19:00以降（学校開放等の時間帯）の活動は、禁止とする。	

6 その他

5の部活動活動基準と異なる活動をする場合は、原則、事前に全職員の上承を得ること。